

平成26年度 第2回 山梨県森林審議会

配付資料一覧

- 1 次第
- 2 山梨県森林審議会委員名簿
- 3 山梨県森林審議会座席表
- 4 山梨県森林審議会運営規則
- 5 資料1～資料7
- 6 森林審議会に対する諮問の基準の改正
- 7 森林法第10条の2第1項の森林における開発の許可案件一覧
- 8 (案)地域森林計画書(富士川中流森林計画区)
- 9 (案)地域森林計画(変更計画)書(富士川上流森林計画区)
- 10 やまなし森林・林業再生ビジョンの進行管理について

平成26年度 第2回 山梨県森林審議会 次第

日 時:平成26年12月24日(水)
午後1時30分～3時30分
場 所:恩賜林記念館2F 大会議室

1 開 会

2 森林環境部 林務長あいさつ

3 会長あいさつ

4 議 事

(1) 諮問事項

第1号議案 富士川中流地域森林計画の樹立について

第2号議案 富士川上流地域森林計画の変更について

第3号議案 森林審議会(保全部会)に対する諮問の基準の一部改正について

(2) 報告事項

平成26年度第1回保全部会における決議案件について

やまなし森林・林業再生ビジョンの進行管理について

5 その他

6 閉会

山梨県森林審議会委員名簿

任期(H26.10.1～H28.9.30)

氏 名	役 職 名 等
いちかわ ゆうこ 市川 裕子	林野庁関東森林管理局山梨森林管理事務所長
かざま ふたば 風間 ふたば	山梨大学医学工学総合研究部教授
さいとう ひろふみ 齊藤 敬文	(一社)山梨県林業研究会理事長
しみず みどり 清水 みどり	山梨県建築士会女性部会相談役
しもざわ なおゆき 下澤 直幸	公募委員
じんぐうじ まもる 神宮寺 守	山梨大学名誉教授
そうま やすまさ 相馬 保政	(公社)山梨県恩賜林保護組合連合会理事長
つじ かずゆき 辻 一幸	(一社)山梨県治山林道協会会長
とぐり さとし 戸栗 敏	(一社)山梨県木材協会代表理事
とばし きんろく 土橋 金六	山梨県森林組合連合会会長
みやざわ きょうこ 宮澤 恭子	公募委員
みよし のりまさ 三好 規正	山梨学院大学法科大学院教授
わかお なおこ 若尾 直子	(特非)がんフォーラム山梨理事長
わかばやし かずあき 若林 一明	元山梨県森林環境部林務長
わかばやし ちがこ 若林 千賀子	若林環境教育事務所代表

五十音順に掲載

山梨県森林審議会 座席表

平成26年12月24日 恩賜林記念館 2F大会議室

階段

傍聴受付

傍聴席

森林総合
研究所長

中北林務環境
事務所長

峡南林務環境
事務所長

県有林課長

治山林道課長

林業振興課長

富士・東部林務
環境事務所長

峡東林務環境
事務所長

みどり自然課長

次長(森林環境
総務課長)

理事

林務長

次長

技監

森林整備課長

司会

相馬 委員

神宮寺 委員

下澤 委員

清水 委員

齊藤 委員

市川 委員

若林(一) 委員

若尾 委員

三好 委員

宮澤 委員

土橋 委員

戸栗 委員

辻 委員

事務局

議長

山梨県森林審議会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、森林法(昭和26年法第249号)第68条第1項の規定により設置された山梨県森林審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議は、知事から諮問があったとき、又は会長が必要と認めるときに会長が招集する。

(議長)

第3条 会議の議長は、会長がこれにあたる。

第4条 会長に事故あるときは、会長代行がこれにあたる。

(会議の成立)

第5条 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(決定)

第6条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、保存しなければならない。

2 前項の議事録には、出席した委員で議長が指名した委員2名が署名しなければならない。

(部会)

第8条 審議会に、次の部会を置く。

森林保全部会

2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

3 部会に属すべき委員は7名以内とし、審議会の委員の内から会長が指名する委員をもって充てる。

4 部会は、知事の諮問に応じて、部会長が招集する。

5 会議の議長は、部会長があたる。

6 審議会が特に定めた事項については、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

この場合において決議した事項は、次の審議会に報告しなければならない。

(顧問)

第9条 会議の助言を受けるため、これを置くことができる。

(事務局)

第10条 審議会の事務局は、森林環境部森林整備課に置く。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則 この規則は、平成 3 年 9 月 1 7 日から施行する。

附 則 山梨県森林審議会運営規則第 8 条第 6 項で森林審議会が特に定めた事項

- (1) 森林における開発行為の許可に関する事項
- (2) 保安林の指定および指定の解除に関する事項
- (3) 知事が定める松くい虫被害対策に関する事項

この規則は、平成 1 4 年 1 0 月 1 7 日から施行する。